

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則（案）について

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

令和2年6月定例会に上程した議案第140号「静岡市恩田原スポーツ広場条例の制定について」に記載のとおり。

### 3 制定の趣旨

（仮称）静岡市恩田原スポーツ広場について、施設設置に係る条例の制定に伴い必要となる利用の許可の申請、許可の取消し、入場者の遵守事項等を規則で定めます。

### 4 規則等の案の内容

静岡市恩田原スポーツ広場の利用にあたり必要となる手続や遵守事項等を次のとおり定めます。

#### （1）利用の許可の申請

静岡市恩田原スポーツ広場（以下「広場」とする。）を利用しようとする者は、あらかじめ利用許可申請書を市長に提出しなければならないこととし、当該申請書及び利用許可書の様式を定めます。

#### （2）利用の許可の取消し

利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、利用許可取消申出書を市長に提出しなければならないこととし、当該申請書の様式を定めます。

#### （3）入場者の遵守事項

広場の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととします。

- ① 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- ② 許可を受けずに、寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。
- ③ その他、管理上必要となる指示に従うこと。

#### （4）雑則

規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定めることとします。

### 5 規則等を施行する時期（予定）

令和2年8月1日

### 6 備考

令和2年6月定例会に上程した議案第140号「静岡市恩田原スポーツ広場条例の制定について」が上程した議案どおり議決された場合の内容となります。